

令和健康科学大学大学運営会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、令和健康科学大学学則第59条の規定に基づき、大学運営会議の組織、審議事項その他必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 大学運営会議は本学の重要事項を審議するとともに、学校法人との連絡調整を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 大学運営会議の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 大学の将来構想に関すること。
- (2) 中期計画及び年度計画に関すること。
- (3) 教員の人事に関すること。
- (4) 学則その他教育研究に係る重要な規則の制定及び改廃に関すること。
- (5) 教育課程の編成に係る方針に関すること。
- (6) 学生支援に係る重要事項に関すること。
- (7) 教育研究の状況に関する点検評価に関すること
- (8) その他、大学の運営に係る重要事項

(委員)

第4条 大学運営会議は、以下により構成する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 学科長
- (4) 理事長が指名した理事
- (5) その他、学長が指名した者
- (6) 各学科長の求めに応じた教授・准教授1～2名。その場合は傍聴のみとなる。

2 大学運営会議は、学長が主宰する。

第5条 大学運営会議の詳細については、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日付けで改正、施行する。